

判決確定「消費税は対価の一部」 —「預り金」でも「預り金的」でもない

全国商工新聞 2006年9月4日付

国税庁の言い分破たん 「消費税は対価の一部」判決で確定

消費税は「預り金」でも「預り金的」でもない。いわば「第二事業税」ともいるべき税金。格差社会を広げる弱肉強食の税金です-と言うのは税理士の湖東京至さん（関東学院大学法科大学院教授）。滞納が増え、徴収がますます強まるなか、消費税の問題点をズバリ指摘しました。

判決でも確定-消費税は預り金ではない

消費税という税金は非常に不透明な税金なのです。タバコ税や酒税などと同じように、消費者は納税義務者ではないので、事業者は、消費税をお客さんから預るということは起こりえないのです。消費税が導入された平成元年に、サラリーマンが東京と大阪で裁判を起こしました。「免税事業者とか、簡易課税を採用し、税金をピンハネしている事業者がいる。自分の払った消費税が税務署・国家に入っていない。これは恣意的な徴税を禁止した憲法84条違反、同法29条の国民の財産権を侵害するもので、欠陥税制であり違法だ。損賠賠償せよ」と訴えた。

その裁判の判決が90年に、東京地裁（3月26日）と大阪地裁（11月26日）（注1）がありました。判決は「消費者は、消費税の実質的負担者ではあるが、消費税の納税義務者であるとは到底いえないと」「（消費税の）徴収義務者が事業者であるとは解されない。したがって、消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない」。つまり、消費税は物価の一部であり、「預り金」ではないと判決ではっきり言っています。この判決は控訴しなかったことで確定しました。こう主張したのは、ほかでもない税務署側、国側なのです。

（注1）東京地裁平成2年3月26日判決、平成元年（ワ）第5194号。「判例時報」1344号。同様の主旨の判示が大阪地裁平成2年11月26日判決、平成元年（ワ）第5180号損害賠償請求事件。「判例時報」1424号。

「…消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない」（東京地裁平成2年3月26日判決より）

消費税は対価の一部。
「対価の一部」とは、ものやサービスの価格のうちの10%を消費税とする、ということ。
事業者は税込100円にしてもいいし、税込110円にしてもいい。

事 実
消費税は
「預り金」でも
「預り金的」でも
ありません
弱肉強食
の税金です。
全国商工新聞